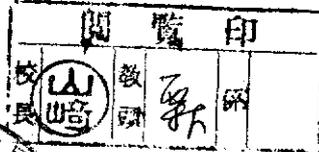


教育長	次長	課長	係



19 高教政第 591 号
平成 19 年 8 月 7 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

部分休業の取扱いについて（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）及び技能職員の部分休業に関する規程（平成 4 年 3 月 31 日告示第 1 号）の一部が改正されたことにより、部分休業について下記のとおり取り扱うこととなりました。

つきましては、貴管内の学校職員に周知していただきますとともに、取得を希望する学校職員への配慮をお願いします。

記

1 改正内容

部分休業の対象となる子の年齢が、3 歳未満から小学校就学前に引き上げられました。

2 施行日

平成 19 年 8 月 1 日

3 その他

- ・現在分べん休暇又は育児休業中の学校職員についても、漏れなく周知をお願いします。
- ・改正前に部分休業を取得したことのある学校職員も、再度取得ができます。
- ・公立学校共済組合の掛金の免除については、従来どおり 3 歳未満までです。

新 旧 対 照 表

新

旧

技能職員の部分休業に関する規程(抜粋)

技能職員の部分休業に関する規程(抜粋)

本則

本則

(部分休業の承認)

(部分休業の承認)

第2条 任命権者は、技能職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該技能職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(次条において「部分休業」という。)を承認することができる。

第2条 任命権者は、技能職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該技能職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次条において「部分休業」という。)を承認することができる。